

## 7 その他の利用できる制度について

### ☆ 指定難病患者等 見舞金 制度

- 該当となる方 毎年8月1日現在、いわき市に引き続き6か月以上居住している、かつ指定難病医療費受給者証をお持ちの方
- 申請期間 毎年8月1日から翌年3月末日まで(年度に1回。期間や年度を越えての申請は不可。)
- 申請窓口 各地区保健福祉センター、各支所(遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久)
- 必要書類等
  - ① 指定難病医療費受給者証(※8月1日現在で有効期間があるもの)
  - ② 受給者(受給者が未成年の場合は保護者のもの)の預金通帳の写し

### ☆ 障がい福祉サービス

- 身体障害者手帳をお持ちでなくても、手続きを経て必要と認められた場合、障がい福祉サービス等を利用することができます。※介護保険制度の該当になれる方は、介護保険サービスが優先されます。
- サービス内容
    - 障がい福祉サービス(ホームヘルプサービス、ショートステイなど)
    - 補装具(車椅子、電動車椅子、歩行器などの購入費、修理費の支給)等
    - 日常生活用具(特殊寝台、電気式痰吸引器、パルスオキシメーターなど)
  - 受付窓口 詳しくは、お住まいの各地区保健福祉センターまでお問い合わせください。

## 8 患者会のご案内 下記以外にも、全国的に活動している患者・家族会があります。

名称	対象疾病	代表者名	連絡先
いわきパーチェット病患者家族会(ひまわり会)	パーチェット病	高橋 由紀雄	電話・FAX 27-6580
全国膠原病友の会 福島県支部	全身性エリテマトーデス 皮膚筋炎・多発性筋炎 悪性関節リウマチ 混合性結合組織病 など	支部長 渡邊 善広	電話・FAX 024-953-3013 (事務局:高橋方)
日本ALS協会 福島県支部	筋萎縮性側索硬化症	支部長 渡辺 貞雄	電話68-8925 (事務局:いわき自立生活センター内 長谷川秀雄)
全国パーキンソン病友の会 福島県支部	パーキンソン病	支部長 飯沼 照雄	電話 090-5596-6989
いわき <sup>げんきかい</sup> 元輝会	パーキンソン病	根本 積	電話 090-8617-0804
福島県網膜色素変性症協会 (JRPS福島)	網膜色素変性症 患者及び家族	会長 針生 由美子	電話 090-1378-6734
いわきOSL(後縦靭帯骨化症・黄色靭帯骨化症)患者会	後縦靭帯骨化症 黄色靭帯骨化症	会川 守雄	電話 090-8786-9698

指定難病医療費支給認定申請、病気に関する相談等を受け付けております。

<お問い合わせ先> いわき市保健所 地域保健課 保健指導係

住所 〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191番地

(いわき市総合保健福祉センター内)

電話 0246-27-8594 FAX 0246-27-8607



## はじめて「指定難病医療費助成制度」を申請される方へ

### 1 指定難病医療費助成制度とは

この制度は、原因不明で治療方法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障のある指定難病について、原因の究明、治療方法等の研究を行うとともに、医療費の軽減をはかる制度です。認定になると「指定難病医療費受給者証」が発行されます。対象疾病は348疾病(令和8年4月現在)です。

### 2 申請に必要な書類等

※1 登録者証とは難病にかかっていることの証明書です 詳細▶  
医療費助成の指定難病医療費受給者証と一体的に申請できます



必要書類等		全員	該当者
1	指定難病医療費支給認定/登録者証※1申請書(第1号様式)	○	
2	臨床調査個人票(各疾病別の様式)	○	
3	世帯全員の住民票【マイナンバーが記載されているもの】	○	
4	医療保険証の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」※2 マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」の写し	○	
5	市民税県民税所得額課税額証明書※2 【必要年度】申請日が4月1日~6月30日まで…前年度分 申請日が7月1日~3月31日まで…申請する年度分	○	
6	同意書…本人または家族等が記入	○	
7	申請者の障害年金、遺族年金、寡婦年金、特別障害給付金、特別児童扶養手当等の収入を証明する書類※3 【必要年】申請日が1月1日~6月30日まで…前々年分 申請日が7月1日~12月31日まで…前年分		○
8	同一世帯内に指定難病医療費受給者証を持っている方 または 小児慢性特定疾病受給者証を持っている方の受給者証の写し		○
9	生活保護受給証明書(生活保護を受給している方のみ)		○
10	印鑑	○	
11	指定難病に係る医療等の領収書(コピー可)、医療費申告書		○

※2 保険証の種別によって、提出する保険証と所得額課税額証明書の対象者が変わります。(表1参照)

※3 市民税が非課税世帯で、本人が障害年金、遺族年金等を受給している場合は、収入合計金額を証明する公的な書類(振込通知書・改定通知書の写し等)を提出してください。

(表1) 必要書類の4.および5.の提出対象者

提出書類	提出書類の対象者	
	医療保険の資格情報の写し	市民税所得額課税額証明書
国民健康保険(いわき市国保、退職国保、各種国民健康保険組合等)	国保に加入している方 全員分	国保に加入している方 全員分(中学生以下は不要)
後期高齢者医療制度	同じ住民票上で後期高齢者に加入している方全員分	
被用者保険(社会保険等) ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 等	患者が 被保険者本人	患者本人分のみ
	患者が家族 (被扶養者)	被保険者及び患者分 ※被保険者が非課税の場合は、 被保険者及び患者本人分

### 3 申請から承認までの流れ

助成開始時期廻りの制度の詳細はこちらをご確認ください



保健所で書類を受理した日

約4か月

★ 県で書類の審査が行われます

審査のポイントは2つ

- 1 制度上の診断基準
- 2 重症度

※個別の審査で4か月以上かかる場合もあります

審査の結果のお知らせは、次の①～③のどれかです。

①指定難病医療費受給者証の交付	②不承認・軽症高額通知	③不承認通知
使い方は“4 指定難病医療費受給者証を使用する”をご覧ください。 該当になる方は、特定医療費療養費請求の手続きを行ってください。	重症度を満たしておらず、医療費助成の対象とはなりませんでしたが、 <b>軽症高額</b> の条件を満たせば、医療費助成の対象となる可能性があり、再度申請することができます。	診断基準を満たしておらず、今回は医療費助成の対象となりませんでした。

#### 特定医療費療養費請求

◎領収書の保管をお願いします。

有効期間の開始日から受給者証が届くまでの間の指定難病の医療費、お薬代を払い戻しする手続きです。◎こちらは**受給者証発行後**のお手続きとなります。

払い戻しできる金額は次のとおりです。

- ・ 3割で支払った医療費の1割分の金額
- ・ 月額自己負担上限額以上支払った金額

※高額療養費除く  
高額療養費の申請は加入医療保険の保険者にご確認ください。

#### 軽症高額

◇ 医療費助成の対象となる方 ◇  
申請月からさかのぼった1年間で、指定難病に関する医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が3か月以上ある方。

※ 軽症高額で再申請した場合は、再申請日や軽症高額の資料が揃った日等から有効期間の開始日が決まります。

### 4 指定難病医療費受給者証を使用する

- ・ 受診の際は医療保険証に添えて、受給者証を医療機関等に提出ください。
  - ・ 受給者証に記載された疾病の診療や調剤、看護等は自己負担が**2割**となります。※1割の方は1割のまま
  - ・ 患者さんの医療費負担は（表2）の自己負担上限額内です。
- ※あらかじめ、都道府県の指定を受けた指定医療機関（病院、診療所、薬局）や訪問看護事業所で受診した（看護を受けた）場合に限りです。

### 5 申請内容の追加・変更について

申請内容に変更や追加がある場合は、保健所で手続きが必要です。

- ・ 氏名
- ・ 加入医療保険の資格情報
- ・ 病名の変更、追加
- ・ 住所
- ・ 高額かつ長期（右記を参照）

※発行後の受給者証を紛失した場合等の再交付につきましては、電話及びLogoフォームでも対応しております。

【再交付のLogoフォームはこちらから】



（表2）月額自己負担上限額

階層区分	階層区分の基準	患者負担割合：2割（既に1割の方は1割） 自己負担上限額（ 外来+入院+薬代 ）		
		一般	※ 高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	生活保護受給者	0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市民税非課税（世帯） 患者本人年収～80万9千円以下	2,500円		
低所得Ⅱ		5,000円		
一般所得Ⅰ	市民税課税以上7.1万円未満	10,000円	5,000円	1,000円
一般所得Ⅱ	市民税7.1万円以上25.1万円未満	20,000円	10,000円	
上位所得	市民税25.1万円以上	30,000円	20,000円	
入院時の食事		全額自己負担		

#### 高額かつ長期

指定難病医療費受給者証を使用しても、高額な自己負担が長期間続いている方の負担を軽減するための特例です。申請月の翌月から、自己負担上限額が低くなります。（表2参照）

◇対象となる方◇

高額かつ長期の申請月からさかのぼった1年間で、指定難病に関する医療費総額（10割分）が5万円を超える月が、6か月以上ある方。

（表3） R7

R8

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	R8.6月～ 高額かつ長期 限度額が適応	
医療費総額が5万円を超える月	○		○		○		○			○		○		
算定できる期間	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		

例) 申請月がR8.5月の場合

R7.6月～R8.5月（1年）の間に、医療費総額が5万円を超える月が6か月あるため、高額かつ長期の適用となる。申請月の翌月（R8.6月）から自己負担上限額が低くなる。

### 6 指定難病医療費受給者証の更新について ※自動延長されません

転入等の方を除き、受給者証の有効期間は～12月31日までです。受給者証の継続利用を希望される場合必ず有効期間内に更新の手続きをしてください。更新申請の受付時期は、毎年9月から12月までとなっております。なお、更新に関するお知らせや必要書類等は、更新受付が始まる前（概ね8月頃）に福島県から送付されます。ただし、新規認定が7月以降の方は受給者証の交付と合わせて更新の案内が送られる予定です。届かない場合は保健所にご連絡ください。

